

令和4年12月19日

文化庁長官

都 倉 俊 一 殿

文化審議会会長

佐 藤 信

著作権等の保護に関する事業等へ支出すべき図書館等公衆送信
補償金の額の算出方法に係る政令について（答申）

令和4年諮問第122号で諮問のあった著作権等の保護に関する事業等へ支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出方法に係る政令については、審議の結果、諮問のとおり答申することが相当と議決されましたので、答申します。